

図書館関係資料集



・ユネスコ公共図書館宣言 2022	1
・教育基本法（抄）	5
・社会教育法（抄）	5
・こども基本法（抄）	6
・図書館法	7
・読書バリアフリー法	20
・学校図書館法	25
・図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抄）	29
・図書館の自由に関する宣言	36
・茅ヶ崎市立図書館条例	39
・茅ヶ崎市立図書館運営規則	43
・茅ヶ崎市立図書館協議会規則	51
・茅ヶ崎市立図書館館外使用取扱要綱	52

社会と個人の自由、繁栄および発展は、人間にとっての基本的な価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。それは、商業的、技術的、あるいは法的な障壁に妨げられることなく、科学や地域に関する知識をはじめとする、あらゆる種類の知識へのアクセスを提供し、知識の生産を可能にし、かつ共有することによって、健全な知識社会を支える。

図書館は、どの国においても、とりわけ開発途上国において、教育を受ける権利、および知識社会や地域の文化生活へ参加する権利をできるだけ多くの人々が享受しうよう支援する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、社会的包摂、情報の活力であり、持続可能な開発のための、そしてすべての個人の心のなかに平和と精神的な幸福を達成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

したがって、ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励する。

公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識や情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。それは知識社会の不可欠な構成要素であって、ユニバーサル・アクセスを実現し、すべての人に情報の意味のある利用を可能にするという責任を果たすため、情報伝達の新しい手法を継続的に取り入れる。また、知識の生産と情報や文化の共有・交換に必要な、そして市民の関与を推進するための、公共スペースを提供する。

図書館は地域社会を育むもので、積極的に新しい利用者にも手を差し伸べ、実効ある聞き取りによって、地域の要求を満たし生活の質の向上に貢献するサービス企画を支援する。人々の図書館への信頼に応え、地域社会への積極的な情報の提供と啓発が公共図書館の目指すところである。

公共図書館のサービスは、年齢、民族性、ジェンダー、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分やその他のいかなる特性を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供さ

れる。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ（マイノリティ）、障害者、デジタル技能やコンピュータ技能が不足している人、識字能力の低い人、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。コレクション（蔵書）とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応した、そして地域社会における言語的・文化的多様性を反映したものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現在の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

コレクション（蔵書）およびサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

公共図書館の使命

情報、識字、教育、包摂性、市民参加、および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。これらの基本的使命を通じて、公共図書館は持続可能な開発目標（SDGs）と、より公平で人道的な持続できる社会の建設に貢献する。

- ・ 検閲のない、幅広い情報や意見へのアクセスを提供し、あらゆる段階の正規と非正規の教育を支援するとともに、継続的、自発的、自律的な知識の探求を可能にする生涯学習を人生の全段階で支援する。
- ・ 個人の創造的な発展のための機会を提供する。そして想像力、創造性、好奇心と共感性を覚醒させる。
- ・ 生まれてから大人になるまで、子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
- ・ 情報に基づいた民主的な社会を整備していくという観点で、読み書き能力を向上させる識字の活動やプログラムに着手し、援助し、関与して、あらゆる年齢層のすべての人々のメディア・情報リテラシーとデジタルリテラシーの技能の発達を促す。
- ・ デジタル技術を通じて、情報、コレクション、およびプログラムの利用を対面でも遠隔でも可能にして、いつでも可能な限り地域社会にサービスを提供する。
- ・ 社会的しくみの根幹に関わる図書館の役割を認識し、すべての人々にあらゆる種類の地域情報の入手と地域をまとめる機会を確保する。
- ・ 利用者の生活に影響を与える可能性のある研究成果や健康情報など、科学的知識の利用を地域社会に提供し、科学的進歩に関与できるようにする。
- ・ 地域の企業、協会、利益団体に対して適切な情報サービスを提供する。

- ・地域と先住民に関するデータ、知識、遺産（口頭伝承を含む）を保存し、利用できるようにする。人々の要望に沿って、確保し、保存し、共用する資料を特定する際に地域社会が積極的な役割を果せる環境を整備する。

- ・異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。

- ・伝統的なメディアであっても、デジタル化資料あるいはボーンデジタル資料であっても、文化的表現・遺産の保存および有意義な利用、芸術性の評価、科学的知識や研究と新機軸へのオープン・アクセスを促進する。

財政、法令、ネットワーク

公共図書館の建物への入場およびサービスは原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは国際的な協約や合意に基づいた、特定の、最新の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。

デジタル時代において、著作権と知的財産権に関する法令は、物理的資源の場合と同様に、公共図書館に合理的な条件でデジタルコンテンツを調達しアクセスできるようにする法的能力を有していることを保証しなければならない。

図書館の全国的な調整および協力を確実にするため、合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが、法令および政策によって規定され、かつ推進されなければならない。

公共図書館ネットワークは、学校図書館や大学図書館だけでなく、国立図書館、広域の図書館、研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。

運営と管理

地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。地域についての知識と住民参加の重要性は、このプロセスにとって有用であり、意思決定には、地域社会の関与がなければならない。

公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。

地域社会のすべての人々が、サービスを実際にもまたデジタル方式でも利用できなければならない。それには適切な場所につくられ、設備の整った図書館の建物、読書および勉学のための良好な施設とともに、相応な技術の駆使と利用者に都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に来られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。

図書館サービスは、農村や都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。また、当該地域の、社会的に排除された集団、特別な支援を必要とする利用者、多言語の利用者、および先住民の要求にも対応する必要がある。

図書館員は、デジタルと伝統的なものの双方で、利用者と資源との積極的な仲介者である。十分な人的資源と情報資源は、図書館員の専門教育と継続教育と同様、現在と将来の課題に対応し、適切なサービスを実践を行うためには欠くことができない。資源が量的・質的に十分かどうかについて、指導層が図書館専門職と協議しなくてはならない。

利用者がすべての資源から利益を得ることができるように、アウトリーチおよび利用者教育のプログラムが実施されなければならない。

継続的な調査研究は、政策立案者に図書館の社会的な利益を明示するために、図書館のインパクト（影響）や収集したデータの評価を重視しなくてはならない。図書館がもたらす社会の利益はしばしば次の世代に及ぶので、統計データについては長期的に収集しなくてはならない。

連携

連携を結ぶことは、図書館がより広範なより多様な人々と接するために不可欠である。関連する協力者、たとえば、利用者グループ、学校、非政府組織、図書館協会、企業、そしてその他の専門職との地域、地方、全国、国際な段階での協力が確保されなければならない。

宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言に表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

（長倉美恵子・永田治樹・日本図書館協会国際交流事業委員会 訳）

原文 IFLA-UNESCO Public Library Manifesto 2022.

教育基本法 （抄）

第一章 教育の目的及び理念

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

社会教育法 （抄）

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(平二四法六七・一部改正)

（図書館及び博物館）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

こども基本法 （抄）

（目的）

第一条 この法律は、[日本国憲法](#)及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

図書館法

(昭和二十五年四月三十日)

(法律第百十八号)

図書館法をここに公布する。

図書館法

目次

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）

第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（昭二七法三〇五・平一八法五〇・一部改正）

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるよう to すること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
 - イ 司書補の職
 - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
 - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(昭三六法一四五・平一〇法一〇一・平二〇法五九・平二九法四一・一部改正)

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(昭二七法一八五・平一一法一六〇・一部改正)

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(平二〇法五九・全改)

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(昭三一法一六三・令元法二六・一部改正)

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

(昭二七法二七〇・平一四法四一・一部改正)

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(昭三一法一六三・一部改正)

第十一条及び第十二条 削除

(昭六〇法九〇)

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が

必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(昭三一法一四八・昭三六法一四五・昭三七法一三三・平一一法八七・令元法二六・一部改正)

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

(平一一法八七・平二〇法五九・平二三法一〇五・令元法二六・一部改正)

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭三一法一六三・昭三四法一五八・平一一法八七・平二三法一〇五・一部改正)

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(平二〇法五九)

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三四法一五八・全改)

第二十一条及び第二十二条 削除

(平一一法八七)

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(昭四二法一二〇)

(都道府県教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

(昭三一法一六三・一部改正)

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 図書館令（昭和八年勅令第百七十五号）、公立図書館職員令（昭和八年勅令第百七十六号）及び公立図書館司書検定試験規程（昭和十一年文部省令第十八号）は、廃止する。

4 この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第四条若しくは第五条の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は学校に附属する図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員（大学以外の学校に附属する図書館の職員にあつては、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する普通免許状若しくは仮免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第一条の規定により普通免許状若しくは仮免許状を有するものとみなされる者に限る。）は、第五条の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ司書又は司書補となる資格を有するものとする。

(昭二七法一八五・一部改正)

5 この法律施行の際、現に公立図書館又は私立図書館において館長、司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、別に辞令を發せられない限り、それぞれ館長、司書又は司書補となつたものとする。

6 第四項の規定により司書又は司書補となる資格を有する者は、この法律施行後五年間に第六条の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、この法律施行後五年を経過した日以後においても、第五条の規定にかかわらず、司書又は司書補となる資格を有するものとする。但し、第四項の規定により司書補となる資格を有する者（大学を卒業した者を除く。）が

司書の講習を受けた場合においては、第五条第一項第三号の規定の適用があるものとする。

- 7 旧図書館職員養成所を卒業した者は、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

(昭四〇法一五・一部改正)

- 8 旧国立図書館附属図書館職員養成所又は旧文部省図書館講習所を卒業した者及び旧公立図書館司書検定試験規程による検定試験に合格した者は、第六条の規定による司書の講習を受けた場合においては、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

- 10 第五条第一項並びに附則第四項及び第六項の大学には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含み、第五条第二項第二号に規定する学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令若しくは旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科若しくは青年学校本科又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者を含むものとする。

(平一一法一六〇・平一九法九六・平二〇法五九・一部改正)

- 11 この法律施行の際、現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）施行の際官吏であつたものは、別に辞令を発せられない限り、当該図書館を設置する市町村の職員に任命されたものとする。

(平一一法八七・一部改正)

附 則 （昭和二十七年六月一二日法律第一八五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十七年七月三十一日法律第二七〇号） 抄

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二十七年八月一四日法律第三〇五号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

(昭和二十八年政令第八号で昭和二十八年二月一三日から施行)

附 則 （昭和三十一年六月一二日法律第一四八号） 抄

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十七号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝昭和三十一年九月一日)

附 則 （昭和三十一年六月三〇日法律第一六三号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法第二十条、

第二百一十一条及び附則第六条の改正規定、第二条、第四条中教育公務員特例法第十六条、第十七条及び第二十一条の四の改正規定、第五条中文部省設置法第五条第一項第十九号の次に二号を加える改正規定中第十九号の三に係る部分及び第八条の改正規定、第七条、第十五条、第十六条及び第十七条中教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則第三項及び第四項の改正規定（附則第五項の改正規定中教育長又は指導主事に係る部分を含む。）並びに附則第六項から第九項までの規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）附則第一条に規定する教育委員会の設置関係規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和三十一年六月三〇日）

附 則 （昭和三十四年四月三〇日法律第一五八号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十六年六月一七日法律第一四五号） 抄

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和三十六年六月一七日）

附 則 （昭和三十七年五月一五日法律第一三三号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四〇年三月三十一日法律第一五号） 抄

- 1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四二年八月一日法律第一二〇号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年七月一二日法律第九〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一〇年六月一二日法律第一〇一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分

除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に

関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一四年五月一〇日法律第四一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十一条並びに附則第四条及び第二十二條の規定は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十二條 附則第二条から第四条まで、第六条、第七条、第十条、第十二條、第十五條から第十七條まで及び第十九條に定めるもののほか、印刷局の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一八法律五〇）抄
（政令への委任）

第四百五十八條 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二〇年一月一日）

（平二三法七四・旧第一項・一部改正）

附 則 （平成一九年六月二七日法律第九六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一九年政令第三六二号で平成一九年一月二六日から施行）

附 則 （平成二〇年六月一日法律第五九号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中図書館法第五条第一項第二号を削る改正規定及び同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として一号を加える改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（図書館法の一部改正に伴う経過措置）

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に第二条の規定による改正前の図書館法第五条第一項第二号に規定する図書館に関する科目のすべてを履修した者の司書となる資格については、なお従前の例による。

4 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前から引き続き大学に在学し、当該大学において図書館に関する科目を履修する者の司書となる資格に関し必要な経過措置は、文部科学省令で定める。

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）の公布の日＝平成二三年八月三〇日)

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二條（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百条（土地地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三、第

百五条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七条、第一百八条、第一百五十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十条（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第一百二十一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第三百九条の三、第四百一条の二及び第四百十二条の改正規定に限る。）、第一百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第一百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第一百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第九条の二の改正規定に限る。）、第一百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第一百四十五条、第一百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第二百九十一条、第二百九十二条、第二百九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。）、第一百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第一百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百条の改正規定を除く。）、第一百五十七条、第一百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第一百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第一百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第一百六十九条、第一百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第一百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定

を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第百十九条、第二百一条の二並びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

（平二三法七〇・平二三法一二二・一部改正）

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一二月一四日法律第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 （平成二九年五月三十一日法律第四一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月七日法律第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

読書バリアフリー法

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年六月二十八日)

(法律第四十九号)

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律をここに公布する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本計画等(第七条・第八条)

第三章 基本的施策(第九条—第十七条)

第四章 協議の場等(第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法([平成十七年法律第九十一号](#))第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍

に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○学校図書館法

(昭和二十八年八月八日)

(法律第百八十五号)

学校図書館法をここに公布する。

学校図書館法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(昭三三法一三六・平一〇法一〇一・平一八法八〇・平二七法四六・一部改正)

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務をつかさどらせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行

う。

- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(平九法七六・平一一法一六〇・平一九法九六・令七法六八・一部改正)

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二六法九三・追加)

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(平二六法九三・旧第六条繰下)

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

(平一五法一一七・一部改正、平二六法九三・旧第七条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

(平九法七六・一部改正)

附 則 (昭和三三年五月六日法律第一三六号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四一年六月三〇日法律第九八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月一日法律第七六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一五年七月一六日法律第一一七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二一日法律第八〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年六月二七日法律第九六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附 則 （平成二六年六月二七日法律第九三号）
（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二七年六月二四日法律第四六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （令和七年六月一八日法律第六八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抄）

（平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号）

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

平成 24 年 12 月 19 日

文部科学大臣 田中眞紀子

目次

第一 総則

- 一 趣旨
- 二 設置の基本
- 三 運営の基本
- 四 連携・協力
- 五 著作権等の権利の保護
- 六 危機管理

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

- （一） 基本的運営方針及び事業計画
- （二） 運営の状況に関する点検及び評価等
- （三） 広報活動及び情報公開
- （四） 開館日時等
- （五） 図書館協議会
- （六） 施設・設備

2 図書館資料

- （一） 図書館資料の収集等
- （二） 図書館資料の組織化

3 図書館サービス

- （一） 貸出サービス等
- （二） 情報サービス
- （三） 地域の課題に対応したサービス
- （四） 利用者に対応したサービス
- （五） 多様な学習機会の提供
- （六） ボランティア活動等の促進

4 職員

- (一) 職員の配置等
- (二) 職員の研修

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

（二）運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、（一）の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

（三）広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

（四）開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

（五）図書館協議会

1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

（六）施設・設備

1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実にも努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実にも努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読

書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ（高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ（障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ（乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

（五）多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

（六）ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

（一）職員の配置等

1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の

専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

図書館の自由に関する宣言

1954 採 択

1979 改 訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である

知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があつてこそ表現の自由は成立する。

知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。

2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。

3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。

4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。

5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあつてはならない。

外国人も、その権利は保障される。

6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであつて、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。
その際、

(1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

(2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。

(3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

(4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

(5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

(1) 人権またはプライバシーを侵害するもの

(2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの

(3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料

2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。

3. 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。

図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。

4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。

2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。

3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する

1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。

検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。

したがって、図書館はすべての検閲に反対する。

2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。

3. それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。

2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。

3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。

4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。

(1979. 5. 30 総会決議)

○茅ヶ崎市立図書館条例

昭和 30 年 8 月 26 日

条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）に基づき、茅ヶ崎市立図書館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 10 条例 45・全改)

(設置、名称及び位置)

第 2 条 本市に図書館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
茅ヶ崎市立図書館	茅ヶ崎市東海岸北一丁目 4 番 55 号

2 図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
茅ヶ崎市立図書館香川分館	茅ヶ崎市香川一丁目 11 番 1 号

(平 14 条例 31・一部改正)

(休館日等)

第 3 条 図書館の休館日及び開館時間は、教育委員会規則で定める。

(平 12 条例 42・追加)

(館外使用をすることができる者)

第 4 条 図書館が一般の閲覧に供することを目的として所有する図書、文書、逐次刊行物その他これらに類する物及びビデオテープ、コンパクトディスクその他の視聴覚教育のための資料（以下これらを「図書館資料」という。）を貸出しを受けて図書館外で使用する（以下「館外使用」という。）ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは市内の学校に在学している者
- (2) 市内にある官公署、学校、会社その他の団体
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が適当であると認める者

(平 12 条例 42・追加)

(使用の承認等)

第 5 条 図書館の第 1 会議室、第 2 会議室、第 3 会議室、第 4 会議室及び展示ホール（以下「会議室等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により使用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないことができる。

- (1) 図書館事業又は社会教育事業以外の目的で使用するとき。
- (2) 営利を目的として使用するとき。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(4) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) 図書館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。

(6) 前3号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められるとき。

3 教育委員会は、第1項に規定する承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

（平12条例42・追加）

（使用の内容の変更）

第6条 前条第1項の規定により会議室等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の承認を受けた内容の変更をしようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

（平12条例42・追加）

（使用の承認の取消し等）

第7条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を中止させることができる。

(1) 第5条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第5条第3項に規定する使用の承認の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の行為により使用の承認を受けたとき。

(5) 災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき。

（平12条例42・追加）

（目的以外の使用等の禁止）

第8条 使用者は、使用の承認を受けた目的以外の目的で会議室等を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

（平12条例42・追加）

（販売行為等の禁止）

第9条 使用者及び入館者は、図書館内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

（平12条例42・追加）

（特別の設備等の制限）

第10条 使用者は、会議室等に特別の設備をしようとするとき又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

（平12条例42・追加）

（原状回復の義務）

第11条 使用者は、会議室等の使用を終了したとき又は第7条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を制限され、若しくは使用を中止されたときは、直ちに原状に回復しな

なければならない。ただし、教育委員会が原状に回復しないことを承認したときは、この限りでない。

(平12条例42・追加)

(損害賠償)

第12条 使用者、館外使用をする者及び入館者は、図書館資料又は図書館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(平12条例42・追加)

(入館の制限等)

第13条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 図書館資料又は図書館の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められるとき。

(平12条例42・追加)

(管理上の立入り)

第14条 使用者は、関係職員が図書館の管理のためその使用に係る施設に立入りを要求したときは、拒むことができない。

(平12条例42・追加)

(協議会の設置)

第15条 図書館法第14条第1項の規定により図書館に茅ヶ崎市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(平24条例10・追加)

(委員)

第16条 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の定数は、5人とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(平10条例45・一部改正、平12条例42・旧第3条繰下、平24条例10・旧第15条繰下・一部改正)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平12条例42・旧第4条繰下・一部改正、平24条例10・旧第16条繰下)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

茅ヶ崎市図書館設置条例（昭和25年10月茅ヶ崎市条例第49号）

茅ヶ崎市図書館協議会設置条例（昭和25年10月茅ヶ崎市条例第50条）

茅ヶ崎市図書館協議会委員の費用弁償額並びにその支給方法に関する条例（昭和25年10月茅ヶ崎市条例第51号）

附 則（昭和34年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年条例第8号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第10号）

この条例は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第30号）

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第45号）抄

- 1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第42号）抄

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の茅ヶ崎市民文化会館条例、第2条の規定による改正前の茅ヶ崎市地域集会施設条例、第3条の規定による改正前の茅ヶ崎市コミュニティホール条例、第4条の規定による改正前の茅ヶ崎市女性センター条例、第5条の規定による改正前の茅ヶ崎市美術館条例、第6条の規定による改正前の茅ヶ崎市勤労市民会館条例、第8条の規定による改正前の茅ヶ崎市立図書館条例、第9条の規定による改正前の茅ヶ崎市立公民館条例、第10条の規定による改正前の茅ヶ崎市民ギャラリー条例、第11条の規定による改正前の茅ヶ崎市青少年会館条例、第12条の規定による改正前の茅ヶ崎市青少年の家条例、第14条の規定による改正前の茅ヶ崎市営体育施設条例、第15条の規定による改正前の茅ヶ崎市体育館条例、第16条の規定による改正前の茅ヶ崎市屋内温水プール条例、第18条の規定による改正前の茅ヶ崎市福祉会館条例、第19条の規定による改正前の茅ヶ崎市老人福祉センター条例、第22条の規定による改正前の茅ヶ崎市茶室・書院条例及び第23条の規定による改正前の茅ヶ崎市氷室椿庭園条例の規定により使用の手続をしたものについては、改正後の茅ヶ崎市民文化会館条例、茅ヶ崎市地域集会施設条例、茅ヶ崎市コミュニティホール条例、茅ヶ崎市女性センター条例、茅ヶ崎市美術館条例、茅ヶ崎市勤労市民会館条例、茅ヶ崎市立図書館条例、茅ヶ崎市立公民館条例、茅ヶ崎市民ギャラリー条例、茅ヶ崎市青少年会館条例、茅ヶ崎市青少年の家条例、茅ヶ崎市営体育施設条例、茅ヶ崎市体育館条例、茅ヶ崎市屋内温水プール条例、茅ヶ崎市福祉会館条例、茅ヶ崎市老人福祉センター条例、茅ヶ崎市茶室・書院条例及び茅ヶ崎市氷室椿庭園条例の相当規定により使用の手続をしたものとみなす。

附 則（平成14年条例第31号）

この条例は、平成14年11月5日から施行する。

附 則（平成24年条例第10号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）の一部を次のように改正す

る。

〔次のよう〕略

○茅ヶ崎市立図書館運営規則

昭和 58 年 6 月 25 日

教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茅ヶ崎市立図書館条例(昭和 30 年茅ヶ崎市条例第 21 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成教委規則 7・平 10 教委規則 2・平 13 教委規則 4・一部改正)

(事業)

第 2 条 茅ヶ崎市立図書館(以下「図書館」という。)は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条の規定に基づき次の事業を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、一般公衆の閲覧利用に供し、又は貸出しを行うこと。
- (2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- (3) 図書館資料の利用のための相談に応ずること。
- (4) 他の図書館、学校、公民館等関係機関と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (5) 閲覧所及び配本所を設け、その運営を行うこと。
- (6) 読書会、研究会、鑑賞会、講演会、映画会、おはなし会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- (7) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (8) 視聴覚ライブラリーを設け、その運営を行うこと。
- (9) その他図書館の目的達成のため必要なこと。

(平 8 教委規則 4・平 13 教委規則 4・令 3 教委規則 7・一部改正)

(休館日)

第 3 条 条例第 3 条の規定による休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。
- (2) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで
- (3) 資料整理日(毎月教育委員会が定める日)
- (4) 特別整理期間(1 年につき 2 週間を超えない範囲内において教育委員会が定める期間)

- 2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日に開館しないことができる。

(平13教委規則4・追加)

(開館時間等)

第4条 条例第3条の規定による開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

- (1) 茅ヶ崎市立図書館 次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる時間

ア 火曜日から金曜日まで(休日に当たるときを除く。) 午前9時から午後7時まで

イ 日曜日及び土曜日並びに休日 午前9時から午後5時まで

- (2) 茅ヶ崎市立図書館香川分館 次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる時間

ア 火曜日から木曜日まで(休日に当たるときを除く。) 午前9時から午後5時(その日が茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和35年茅ヶ崎市教育委員会規則第6号)第3条第4号に掲げる期間にあるときにあっては、午後6時)まで

イ 金曜日(休日に当たるときを除く。) 午前9時から午後7時まで

ウ 日曜日及び土曜日並びに休日 午前9時から午後5時まで

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

- 3 閲覧所及び配本所の利用時間は、教育委員会が別に定める。

(平元教委規則7・平8教委規則4・平12教委規則1・一部改正、平13教委規則4・旧第3条線下・一部改正、平16教委規則7・令3教委規則7・令6教委規則2・一部改正)

(館内における閲覧)

第5条 館内において図書館資料を閲覧しようとする者は、書架から自由に選択して閲覧するものとする。ただし、書庫内の図書館資料については、閲覧者が図書目録により選択し貸出しを受けて閲覧するものとする。

- 2 館内における図書館資料の閲覧は、教育委員会が指定する場所で行うものとする。

(平13教委規則4・全改)

(図書館資料の複写)

第6条 図書館資料の複写を希望する者は、複写申込書により教育委員会に申し込まなければならない。

- 2 複写することができる図書館資料は、市が所有し、又は寄託を受けた図書館資料とする。ただし、教育委員会が複写することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

- 3 図書館資料の複写は、1複写部分につき1部とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- 4 図書館資料の複写の申込みをした者は、複写を行ったときは、複写1面につき単色刷りによる複写にあっては10円を、多色刷りによる複写にあっては80円を納入しなければならない。ただし、公務上の請求であるとき又は教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(昭 62 教委規則 2・平 8 教委規則 4・一部改正、平 13 教委規則 4・旧第 8 条繰上・一部改正、平 17 教委規則 3・一部改正)

(貸出券の交付等)

第 7 条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、貸出券交付申込書に、個人にあっては氏名及び住所を、団体にあっては名称及び所在地を証する書類を添えて教育委員会に提出し、貸出券の交付を受けなければならない。

2 貸出券の交付を受けた者は、貸出券交付申込書の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(平 13 教委規則 4・追加)

(貸出券の有効期間)

第 8 条 貸出券の有効期間は、交付の日から起算して 3 年間とする。

(平 13 教委規則 4・追加、平 19 教委規則 6・一部改正)

(貸出券の紛失)

第 9 条 貸出券の交付を受けた者は、貸出券を紛失したときは、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(平 8 教委規則 4・一部改正、平 13 教委規則 4・旧第 11 条繰上・一部改正)

(館外貸出しの手続)

第 10 条 貸出券の交付を受けた者が図書館資料の館外貸出しを受けようとするときは、貸出券を提示しなければならない。ただし、貸出券を所持していない場合であって、貸出券の交付を受けている者であることを確認することができたときは、この限りでない。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・一部改正)

(館外貸出しの数及び期間)

第 11 条 図書館資料の館外貸出しを受ける者 1 人に対して同時に貸出しをする図書館資料の数は、次の各号に掲げる図書館資料の区分に応じ当該各号に定めるとおりとし、貸出期間は、貸出しの日から起算して 15 日以内とする。

(1) 図書館資料(次号及び第 3 号に該当するものを除く。) 10 点以内

(2) 視聴覚資料 5 点以内

(3) 点字刊行物及び視覚障害者用の録音物 第 1 号に掲げる図書館資料 3 点に相当する数以内

2 図書館資料の館外貸出しを受ける者 1 団体に対して同時に貸出しをする図書館資料の数は、500 点以内とし、貸出期間は、貸出しの日から起算して 2 月以内とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、館外貸出しをする図書館資料の数及び貸出期間を変更することができる。

(平 13 教委規則 4・追加、平 19 教委規則 6・平 26 教委規則 6・一部改正)

(館外貸出しの制限)

第 12 条 教育委員会は、図書館資料の館外貸出しを受けた者が貸出期間内に返納しないときは、一定の期間貸出しを停止することができる。

(平 8 教委規則 4・一部改正、平 13 教委規則 4・旧第 14 条繰上・一部改正)

(配送貸出し)

第 13 条 身体障害その他の理由により来館することが困難な者は、図書館資料の配送による館外貸出し(以下「配送貸出し」という。)を受けることができる。

2 配送貸出しに関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平 26 教委規則 6・追加)

(郵送貸出し)

第 14 条 次のいずれかに該当する者は、第 11 条第 1 項第 3 号に掲げる図書館資料につき、郵送による館外貸出し(以下「郵送貸出し」という。)を受けることができる。

(1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者

(2) 前号に掲げるもののほか、視覚障害その他の理由により第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる図書館資料の利用が困難な者

2 郵送貸出しを受けようとする者は、郵送貸出利用者登録申込書を教育委員会に提出し、その登録を受けなければならない。この場合において、教育委員会は、身体障害者手帳その他前項各号に該当する事実を証するものの提示を求めることができる。

(平 26 教委規則 6・追加)

(会議室等の使用時間)

第 15 条 図書館の第 1 会議室、第 2 会議室、第 3 会議室、第 4 会議室及び展示ホール(以下「会議室等」という。)の使用時間は、午前 9 時から午後 0 時まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に使用時間を変更することができる。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・旧第 13 条繰下)

(使用の申請等)

第 16 条 条例第 5 条第 1 項の規定により使用の承認を受けようとする者は、茅ヶ崎市立図書館会議室等使用申請書により教育委員会に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、使用日の 2 月前から使用日の 5 日前までにおける開館日の午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 教育委員会は、第 1 項の規定による申請があった場合において、使用の承認をするときはその旨を、使用の承認をしないときはその旨及び承認をしない理由を、茅ヶ崎市立図書館会議室等使用決定書(以下「使用決定書」という。)により申請者に通知するものとする。

4 会議室等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、会議室等を使用する際に使用決定書を関係職員に提示しなければならない。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・旧第 14 条繰下)

(使用の取消し)

第 17 条 使用者は、会議室等の使用を取り消そうとするときは、茅ヶ崎市立図書館会議室等使用取消届に使用決定書を添えて教育委員会に提出しなければならない。前条第 2 項の規定は、この場合について準用する。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・旧第 15 条繰下)

(使用の内容の変更申請)

第 18 条 使用者は、条例第 6 条の規定により使用の承認を受けた内容の変更をしようとするときは、茅ヶ崎市立図書館会議室等使用変更申請書に使用決定書を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 第 16 条第 2 項本文及び第 3 項の規定は、前項の規定による変更の申請について準用する。この場合において、同条第 3 項中「茅ヶ崎市立図書館会議室等使用決定書(以下「使用決定書」という。)」とあるのは「茅ヶ崎市立図書館会議室等使用変更決定書」と読み替えるものとする。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・旧第 16 条繰下・一部改正)

(使用の承認の取消し等)

第 19 条 教育委員会は、条例第 7 条の規定により使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を中止させるときは、茅ヶ崎市立図書館会議室等使用取消・制限・中止決定書により、遅滞なくその旨及び理由を当該使用者に通知しなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・旧第 17 条繰下)

(特別の設備等の承認)

第 20 条 使用者は、条例第 10 条の規定により特別の設備をしようとするとき又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、茅ヶ崎市立図書館会議室等特別の設備等申請書に当該特別の設備又は備付けの器具以外の器具(以下「特別の設備等」という。)に係る仕様書、図面その他必要な書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 第 16 条第 3 項の規定は、前項の規定による特別の設備等の申請があった場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「茅ヶ崎市立図書館会議室等使用決定書(以下「使用決定書」という。)」とあるのは「茅ヶ崎市立図書館会議室等特別の設備等決定書」と読み替えるものとする。

3 条例第 10 条の規定により特別の設備等の承認を受けた者は、当該特別の設備等に要する費用の全額を負担しなければならない。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・旧第 18 条繰下・一部改正)

(責任者)

第 21 条 使用者は、その使用に係る図書館の秩序を保持し、及び安全を確保するためあらかじめ責任者を定めておかなければならない。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・旧第 19 条繰下)

(使用者等の遵守事項)

第 22 条 使用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認を受けた施設及び附属設備(以下「施設等」という。)以外のものを使用しないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 承認を受けた特別の設備等以外のものを設備し、又は使用しないこと。
- (4) 承認を受けないで附属設備及び備付けの器具を移動しないこと。
- (5) 承認を受けないで壁、柱、窓等にはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (6) 指定された場所以外の場所に立ち入らないこと。

- (7) 指定された場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (8) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。
- (9) 指定された場所以外の場所で飲食又は喫煙をしないこと。
- (10) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (11) その他関係職員の指示に従うこと。

(平 8 教委規則 4・平 12 教委規則 1・一部改正、平 13 教委規則 4・旧第 22 条繰上・一部改正、平 26 教委規則 6・旧第 20 条繰下)

(使用後の報告)

第 23 条 使用者は、条例第 11 条の規定により施設等を原状に回復したときは、直ちにその旨を関係職員に報告し、その確認を受けなければならない。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・旧第 21 条繰下)

(損傷等の届出)

第 24 条 使用者は、図書館資料又は施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・旧第 22 条繰下)

(寄贈及び寄託)

第 25 条 教育委員会は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(平 8 教委規則 4・平 13 教委規則 4・一部改正、平 26 教委規則 6・旧第 23 条繰下)

(寄託を受けた図書館資料の管理)

第 26 条 寄託を受けた図書館資料の管理については、市の所有する図書館資料に準ずるものとする。ただし、寄託者の承諾がある場合のほかは、館外貸出しを行わない。

(平 8 教委規則 4・平 13 教委規則 4・一部改正、平 26 教委規則 6・旧第 24 条繰下)

(寄贈及び寄託に係る費用)

第 27 条 図書館資料の寄贈又は寄託に係る費用は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(平 8 教委規則 4・平 13 教委規則 4・一部改正、平 26 教委規則 6・旧第 25 条繰下)

(損害賠償の責任)

第 28 条 寄託を受けた図書館資料が災害その他の教育委員会の責めに帰することのできない理由により汚損し、破損し、又は滅失した場合には、教育委員会は、損害賠償の責めを負わない。

(平 8 教委規則 4・平 13 教委規則 4・一部改正、平 26 教委規則 6・旧第 26 条繰下)

(補則)

第 29 条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平 13 教委規則 4・一部改正、平 26 教委規則 6・旧第 27 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

(茅ヶ崎市立図書館奉仕規則の廃止)

- 2 茅ヶ崎市立図書館奉仕規則(昭和 45 年茅ヶ崎市教育委員会規則第 4 号)は、廃止する。

附 則(昭和 59 年教委規則第 4 号)

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年教委規則第 2 号)

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第 7 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第 10 号)

この規則は、平成元年 6 月 4 日から施行する。

附 則(平成 8 年教委規則第 4 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年教委規則第 2 号)

この規則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 1 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年教委規則第 4 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規則の施行の際現に改正前の茅ヶ崎市立図書館運営規則、茅ヶ崎市立公民館条例施行規則、茅ヶ崎市民ギャラリー条例施行規則、茅ヶ崎市青少年会館条例施行規則、茅ヶ崎市青少年の家条例施行規則、茅ヶ崎市体育館条例施行規則及び茅ヶ崎市屋内温水プール条例施行規則の規定により使用の手続をしたものは、改正後の茅ヶ崎市立図書館運営規則、茅ヶ崎市立公民館条例施行規則、茅ヶ崎市民ギャラリー条例施行規則、茅ヶ崎市青少年会館条例施行規則、茅ヶ崎市青少年の家条例施行規則、茅ヶ崎市体育館条例施行規則及び茅ヶ崎市屋内温水プール条例施行規則の相当規定により使用の手続をしたものとみなす。

附 則(平成 16 年教委規則第 7 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年教委規則第 6 号)

- 1 この規則中第 8 条の改正規定は平成 19 年 4 月 1 日から、第 11 条の改正規定は同年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている移動図書館等に係る貸出券で有効なものの有効期間は、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、現に記載されている有効期間によるものとする。ただし、図書館に係る貸出券を併せて交付されている場合は、この限りでない。

附 則(平成 26 年教委規則第 6 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 12 条の次に 2 条を加える改正規定(第 13 条に係る部分に限る。)は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 図書館資料の配送による館外貸出しに関し、必要な手続その他の行為は、前項ただし書に規定する日前においても行うことができる。

附 則(令和 3 年教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 6 年教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○茅ヶ崎市立図書館協議会規則

平成 10 年 12 月 28 日
教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茅ヶ崎市立図書館条例(昭和 30 年茅ヶ崎市条例第 21 号)第 15 条の規定に基づき設置された茅ヶ崎市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 24 教委規則 2・一部改正)

(委員長)

第 2 条 協議会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(平 24 教委規則 2・旧第 4 条繰上・一部改正)

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 24 教委規則 2・旧第 5 条繰上・一部改正)

(意見の聴収等)

第 4 条 協議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(平 24 教委規則 2・追加)

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、茅ヶ崎市立図書館において処理する。

(平 24 教委規則 2・旧第 6 条繰上)

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

(平 24 教委規則 2・旧第 7 条繰上)

附 則

1 この規則は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において現に茅ヶ崎市立図書館協議会運営規程(昭和 35 年茅ヶ崎市教育委員会告示第 4 号)による委員長であった者は、この規則による委員長とする。この場合において、当該委員長の任期は、第 4 条第 3 項本文の規定にかかわらず、同規程による任期満了の日までとする。

附 則(平成 11 年教委規則第 3 号)

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において現に第 1 条の規定による改正前の茅ヶ崎市立図書館協議会規則による委員であった者は、改正後の茅ヶ崎市立図書館協議会規則(以下「新規則」という。)第 3 条に規定する委員の区分にかかわらず、新規則による委員とする。

附 則(平成 24 年教委規則第 2 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

○茅ヶ崎市立図書館館外使用取扱要綱

平成 18 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、茅ヶ崎市立図書館条例(昭和 30 年茅ヶ崎市条例第 21 号。以下「条例」という。)第 4 条に規定する館外使用に関し必要な事項を定める。

(館外使用ができるもの)

第 2 条 条例第 4 条第 1 号に規定する館外使用ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 茅ヶ崎市内に住所を有する個人(以下「在住者」という。)
- (2) 茅ヶ崎市内の事務所又は事業所に勤務している個人(以下「在勤者」という。)
- (3) 茅ヶ崎市内に住所を有する、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定された学校に在学している個人(以下「在学者」という。)

2 条例第 4 条第 2 号に規定する館外使用ができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 国及び地方公共団体が、行政目的のために設置した施設で、茅ヶ崎市内に住所を有するもの(以下「官公署」という。)
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定された学校で、茅ヶ崎市内に住所を有するもの(以下「学校等」という。)
- (3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所及び茅ヶ崎市が放課後児童健全育成事業を実施する施設を運営するもの(以下「福祉施設等」という。)
- (4) 館外使用の目的が社会教育事業を行うことであり、茅ヶ崎市内に事業所及び事務所を有するもの(以下「会社等」という。)
- (5) 茅ヶ崎市内で活動していて、その目的が福祉及び育成支援等であり、拠点や会則を有し、おおむね 5 年以上の長期に渡り活動している団体(以下「他の団体」という。)

3 条例第 4 条第 3 号に規定する館外使用ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 藤沢市、平塚市及び寒川町に住所を有する者(以下「広域利用者」という。)
- (2) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 3 条第 4 号に規定する相互貸借を実施する施設等(以下「相互協力施設」という。)

- (3) 法第3条第5号に規定された貸出文庫(以下「文庫」という。)に該当する施設及び団体等のうちで市内に住所を置くもの
- (4) 法第3条第6号に規定された事業の実施、支援及び協力を行う者
- (5) 図書館資料の点訳及び録音等を行い図書館資料の充実に協力する者
- (6) 相互利用の協定を締結した学校に勤務、若しくは在学している者
(貸出券の交付手続)

第3条 茅ヶ崎市立図書館運営規則(昭和58年茅ヶ崎市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)第7条に規定する貸出券交付申込書に添付する書類は、氏名・名称、住所・所在地、在勤先・在学先及び教育委員会が必要と認めた事項が記載されているものとし、必要に応じて複数の書類を添付するものとする。

- (1) 在住者、在勤者、在学者及び広域利用者は、次に掲げるものの中からいずれかを添付するものとする。ただし、在勤者、在学者にあっては居住地及び在勤・在学先の記載された書類とする。

ア マイナンバーカード

イ 自動車等の運転免許証

ウ 市町村の発行した身分証明書

エ 学生証、生徒証及び在学の事実を証明する書類

オ 社員証及び在勤の事実を証明する書類

カ 官公庁やこれに準ずる機関の発行した文書等で、氏名、名称及び住所が確認でき、発行後3か月以内のもの又は有効期間内であるもの。

キ 乳幼児及び小学生等については、本人宛の郵便物をもって規則第7条に規定する書類とみなすことができるものとする。

- (2) 官公署及び学校等は、次に掲げる文書を全て添付するものとする。

ア 依頼文書

イ 貸出券を管理する者の氏名、所属及び連絡先を記した書面

- (3) 福祉施設等に該当するものは、次に掲げる文書を添付するものとする。

ア 代表者及び貸出券管理者の氏名、住所を証する第3条第1項第1号アからカに規定するものの内いずれか1点以上

- (4) 会社等は、次に掲げる文書を全て添付するものとする。

ア 館外使用の目的を記した依頼文書

イ 貸出券を管理する者の氏名、所属及び連絡先を記した書面

ウ 管理者の氏名、住所を証する第3条第1項第1号アからカに規定するものの内いずれか1点以上

- (5) 他の団体は、次に掲げる文書を全て添付するものとする。

ア 代表者及び貸出券管理者の氏名、住所を証する第3条第1項第1号アからカに規定するものの内いずれか1点以上

イ 館外使用の目的及び場所を記した書面

ウ 団体の活動を証明する会則や規約の写し

(6) 文庫の運営のために貸出券の交付を受けようとするものは、次に掲げる文書を全て添付するものとする。

ア 代表者及び貸出券管理者の氏名、住所を証する第3条第1項第1号アからカに規定するものの内いずれか1点以上

イ 文庫の運営を行う施設等の名称及び所在地を記載した書面

ウ 文庫の運営に係る計画書

(7) 第2条第3項第4号および第5号に該当する者は、次に掲げる文書を添付するものとする。

ア 代表者及び貸出券管理者の氏名、住所を証する第3条第1項第1号アからカに規定するものの内いずれか1点以上

2 官公署、学校等及び相互協力施設に該当する者は貸出券の交付手続を省略することができるものとし、書面による館外使用の依頼をもって貸出券に替えるものとする。

(貸出券の有効期間の延長)

第4条 規則第8条で規定した有効期間を超えて館外使用をするものは、第3条に規定する手続を行うものとする。ただし、貸出券交付申込書の記載内容に変更がなければ、貸出券交付申込書の提出を省略できる。

2 貸出券の有効期間の延長は、有効期間到達前であっても手続が可能なものとする。

3 貸出券の有効期間を延長した場合は、手続をした日から起算して3年以内とする。

(貸出券の再交付)

第5条 貸出券が、破損等のために使用できなくなった場合は、破損した貸出券を返納し、新たに貸出券の交付を受けることができるものとする。この場合の有効期間は、1年以上で3年以内とする。

(貸出券の返却)

第6条 館外使用が不要になったもの及び第2条に該当しなくなったものは貸出券を教育委員会に返却しなければならない。

(館外使用の区分)

第7条 在住者、在勤者、在学者及び広域利用者は、規則第11条第1項の規定を適用するものとする。ただし、在住者の内で障害者に該当する者については、茅ヶ崎市立図書館図書館資料(図書、録音テープ)郵送貸出実施要領(昭和62年2月1日施行)の規定を優先して適用するものとする。

2 第2条第2項及び第3項に該当するもののうち、次に掲げる活動を行うものは、規則第11条第2項の規定(以下「団体貸出」という。)を適用できるものとし、それ以外のものは、規則第11条第1項の規定を適用するものとする。

(1) 法第3条第6号に規定された事業の実施、支援及び協力を行う者

(2) 図書館資料の点訳及び録音等を行い図書館資料の充実に協力する者

(3) 文庫の運営を行うもの

(4) 定期的に読書活動を実施する福祉施設等

(5) 読書活動を実施する学校等

(6) その他、教育委員会が認めた者

- 3 団体貸出の適用を受けようとするものは、教育委員会に書面をもって申し出るものとする。
- 4 第2項第3号から第6号までに該当するものが、同時に館外使用できる図書館資料の数及び期間は、規則第11条第2項の規定を超えない範囲で、実情等にあわせ別に定めることができるものとする。
- 5 団体貸出の適用を受けたものが、図書館資料を次の目的で館外使用した時は、教育委員会は図書館資料の返却を求めるとともに、貸出券の返納を求めることができるものとする。
 - (1) 営利を目的とした場合(対価を得ての貸出、供覧)
 - (2) 政治活動を目的とした場合
 - (3) 宗教活動を目的とした場合
- 6 相互協力施設に該当するものは、規則第11条の適用を除外するものとする。
- 7 規則第11条の規定を超えて館外使用をする場合は、事前にその理由を記した書面を教育委員会に提出し、その指示に従うこととする。

(館外使用する図書館資料の制限)

第8条 次の各号に掲げる図書館資料については、館外使用ができないものとする。

- (1) 法令等で規定されているもの
 - (2) 閲覧を目的として備え付けたもの
 - (3) その他教育委員会が指定する図書館資料
- 2 第7条第2項第3号から第6号に該当する者は、次の各号に掲げる図書館資料については館外使用できないものとする。
- (1) 全集
 - (2) 雑誌
 - (3) 個人文庫
 - (4) 視聴覚資料
 - (5) その他教育委員会が指定する図書館資料
- (その他)

第9条 この要綱に特に定めのない事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日より施行する。